

東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (事務)                      第15条 共同研究の受入れに係る事務は、<u>研究推進部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則                      (事務)                      第15条 共同研究の受入れに係る事務は、<u>研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。